

事 務 連 絡
平成20年10月27日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(ニュージーランド産アスパラガス)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、ニュージーランド政府より登録輸出業者のリストが訂正されたとの報告を受けたことから、同事務連絡の別添1の2の別表18を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。